

食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて（通知）

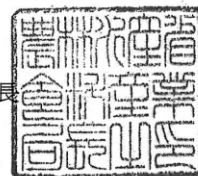
— 農林水産省食料産業局 —

— 経済産業省大臣官房 —

29食産第697号
20170428商局第2号
平成29年5月9日

一般社団法人 日本加工食品卸協会 会長 殿

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長



経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて（通知）

我が国においては、年間621万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これを削減することが重要な社会的課題となっているところです。この食品ロスについては、我が国の商慣習として、小売企業等による加工食品の納品期限（いわゆる1/3ルール）が、他の先進国と比べて厳しいものとなっていることが、その一つの要因とされています。

こうした商慣習の見直しに当たっては、個別企業の取組では解決が難しく、製造・卸・小売間における利害を乗り越えて、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。こうしたことから、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）及び「製・配・販連携協議会」において、農林水産省と経済産業省の連携による支援の下、食品ロス発生の要因となっている商慣習の見直しに向けた話し合いや「納品期限見直しパイロットプロジェクト」等が行われたところです。

「納品期限見直しパイロットプロジェクト」の成果を踏まえ、小売店舗での廃棄増等のリスクが少なく、フードチェーン全体での食品ロス削減効果が認められる「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限を賞味期間の1/2残り以下に緩和することが、ワーキングチームのとりまとめにおいて推奨されています。現在、一部の大手量販店やコンビニエンスストアにおいて納品期限緩和が取り組まれているところですが、食料品スーパーや地方の小売企業においては取組が進められていない実態もあります。さらに、一部の卸・小売企業においては、より厳しい納品期限の設定や返品が行われ、結果として製造業において相当のコストが必要になる等、フードチェーン全体で食品ロス削減効果が発揮できない状況もあります。

このため、貴団体におかれては、食品ロスを削減するための商慣習の見直しという趣旨を十分御理解の上、「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限の緩和に向けた取組の推進をお願いします。

また、その他の加工食品についても、今後、納品期限緩和に向けた検討を行っていくこととしておりますので、併せて御承知おき願います。

【参考資料】

○食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

食品製造業、食品卸売業、食品小売業の企業等で構成。個別企業では解決が難しい過剰在庫や返品等の商慣習に起因する食品ロス等をフードチェーン全体で解決していくため、製造業・卸売業・小売業が一同に会して、検討を進めてきている。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

食品製造業 (12社・団体) 食品卸売業 (3社) 食品小売業 (5社)	H24 年度	- 加工食品の返品・廃棄に関する調査 - 食品ロス削減シンポジウム
	H25 年度	- 納品期限見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクト（飲料・賞味期間180日以上菓子） - 賞味期限延長・年月表示化の実態調査 - 食品ロス削減シンポジウム
	H26 年度	- 納品期限緩和の実施（5社） - 賞味期限延長・年月表示化の実態調査 - 日配品の廃棄・余剰生産に関する調査 「もったいないキャンペーン」の実施 - 食品ロス削減シンポジウム
	H27 年度	- 納品期限緩和の拡大（新たに5社実施、計10社） - 納品期限緩和リスク分析を実施 - 日配品における食品ロス削減の取組事例の共有 - 賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施 「活動総括」のとりまとめ
	H28 年度	- 食品関連事業者の食品ロス削減の取組状況の把握 - 取組の効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理 - 優良事例紹介等による普及 - 賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施
	H29 年度 予定	- 加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大 - 商慣習の見直しに取り組む企業の拡大 - 消費者への理解促進につながる広報 - 賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施

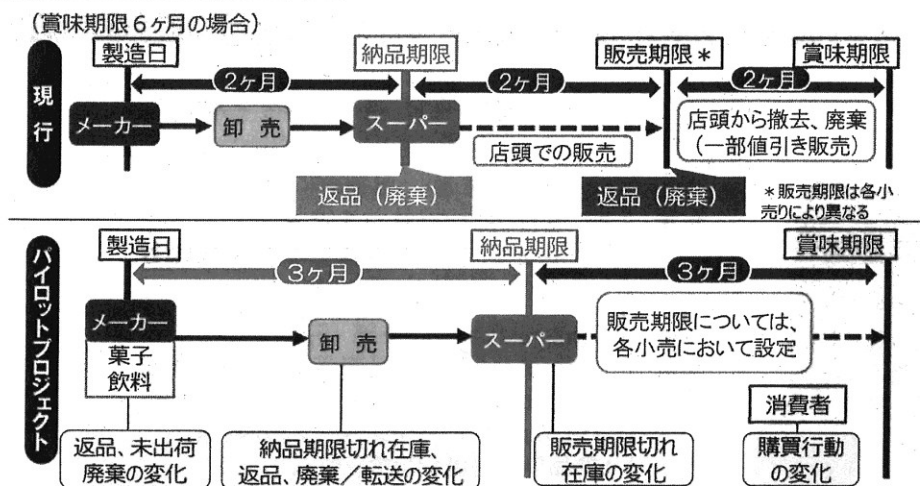
《参加企業等》

味の素(株)、江崎グリコ(株)、キッコーマン食品(株)、コカ・コーラ カスタマーマーケティング(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、日清食品(株)、ハウス食品(株)、(株)マルハニチロ食品、一般社団法人日本乳業協会、山崎製パン(株)、タカノフーズ(株)、日本豆腐協会
国分グループ本社(株)、三菱食品(株)、(株)山星屋
イオンリテール(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)東急ストア、(株)ファミリーマート、日本生活協同組合連合会

○納品期限見直しパイロットプロジェクト

小売店などが設定するメーカーからの納品期限および店頭での販売期限は、製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して商慣習として設定される場合が多く（いわゆる3分の1ルール）、食品ロス発生の一つの要因とされている。

このため、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、平成25年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期間の1/3⇒1/2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定した。



この結果、清涼飲料と賞味期間180日以上の子は、納品期限緩和による小売店舗での廃棄増等のリスクが少ない上、納品期限緩和による食品ロス削減効果は約4万トンとなることを明らかにした。

このことを踏まえ、「納品期限緩和」「賞味期限延長」「年月表示化」を一体的に進めることを推奨し、複数社において納品期限緩和が進んだ。

納品期限見直しパイロットプロジェクト(35社)の結果		
【食品製造業】 鮮度対応生産の削減 など未出荷廃棄削減	【物流センター】 納品期限切れ発生数量の減少、返品削減	【小売店頭】 飲料と賞味期間180日以上の子は店頭廃棄増等の問題はほぼなし
【該当食品全体への推計結果】 飲料：約 4万トン（約71億円） 菓子：約 0.1万トン（約16億円）※賞味期間180日以上の子で実施 合計：約 4万トン（約87億円）※事業系食品ロスの1.0%～1.4%		

飲料・菓子の納品期限緩和を推奨

納品期限を見直した企業

- 【26年度】イトーヨーカ堂、東急ストア、ユニー、セブン-イレブン・ジャパン、サークルKサンクス
- 【27年度】イオンリテール、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、スリーエフ
- 【28年度】ポプラ、ミニストップ

実運用問題なし
地域の食品スーパーへの拡大が課題

○製・配・販連携協議会

消費財分野の53社が、「サプライチェーン全体の無駄を無くすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築する」というビジョンに合意するとともに、「返品削減」、「配送最適化」等のテーマについてワーキンググループを設置し、取るべきアクションを検討している。「加工食品における返品削減の進め方手引き書」を発行するなど、食品ロス削減に資する取り組みも行っており、この中で加工食品の納品期限の緩和を推奨している。

《参加企業》

アイリスオーヤマ(株)、アサヒビール(株)、味の素(株)、大塚製薬(株)、花王(株)、キッコーマン食品(株)、キューピー(株)、麒麟ビール(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、(株)資生堂、第一三共ヘルスケア(株)、大正製薬(株)、武田コンシューマーヘルスケア(株)、日清食品(株)、コカ・コーラ カスタマーマーケティング(株)、ネスレ日本(株)、ハウス食品(株)、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)、ユニ・チャーム(株)、ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング(株)、ライオン(株)、ロート製薬(株)

(株)あらた、伊藤忠食品(株)、(株)大木、加藤産業(株)、国分グループ本社(株)、(株)日本アクセス、(株)PALTAC、三井食品(株)、三菱食品(株)

(株)アークス、イオンリテール(株)、(株)イズミ、イズミヤ(株)、(株)イトーヨーカ堂、ウエルシア薬局(株)、(株)ココカラファイン、(株)コメリ、(株)サンドラッグ、スギホールディングス(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、DCM ホールディングス(株)、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)平和堂、(株)マツモトキヨシホールディングス、(株)マルエツ、ミニストップ(株)、(株)ヤオコー、ユニー(株)、(株)ライフコーポレーション、(株)ローソン

食品業界におけるコンプライアンスの徹底について

— 農林水産省食料産業局 —

平成29年6月19日

農林水産省食料産業局

食品製造課食品企業行動室

食品事業者団体 各位

食品業界におけるコンプライアンスの徹底について

日頃から、会員等企業に対するコンプライアンスの徹底を御指導いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。また、この度の、各食品事業者団体及び会員等企業に対するコンプライアンスに関する取組状況調査に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般御協力いただいた平成28年度の取組状況調査では、別紙のとおり、中小食品事業者における「企業行動規範」の策定率は、「28年度内策定予定」を含めて約76%と前年度同程度となっています。また、「企業行動規範」策定済企業における「見直し・改善」実施率は、「28年度内見直し・改善予定」を含めると中小企業では約69%、大企業でも約70%でした。

この結果を踏まえ、各食品事業者団体におかれましては、自主行動計画に基づき、会員等企業に対しコンプライアンスの徹底や企業行動規範の点検・改善等について、より一層ご指導いただきたくお願い申し上げます。

【参考】

食品業界の信頼性向上等に資する農林水産省の取組を紹介いたしますので、御参考になさってください。

- (1) 「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」
一昨年度、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会を開催し、「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の改訂版を作成しました。

「企業行動規範」策定済企業における見直し・改善や、「企業行動規範」未策定企業における策定の際は、御参考になさってください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/5gensoku.html>

- (2) 農林水産省補助事業「マネジメント体制構築研修会」

平成28年度の事業実施主体であるSOMPOリスクアマネジメント株式会社のホームページにおいて、当事業における研修会動画の公開を行っております。是非社内でのコンプライアンス確立等に御活用いただければと思います。

http://www.sjnk-rm.co.jp/seminar/food/kenshu_learning.html

なお、平成29年度事業についての内容の詳細については、決定次第お知らせいたします。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/index.html>

- (3) 「フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP)」について

FCPは、食品事業者の意欲的な取組の活性化を通じて消費者の「食」に対する信頼を向上させるために、農林水産省が、食品事業者や関連事業者と「協働」で活動しているプロジェクトです。

FCPでは、意欲的な食品関連事業者等の皆様の主体的な参画により、消費者の信頼を高めていくための「食品事業者の行動のポイント」である「協働の着眼点」を取りまとめるとともに、「FCP展示会・商談会シート」や「FCP共通工場監査項目」、食品事業者としての企業姿勢のチェックシートである「ベーシック16」など、「協働の着眼点」を基にした各種ツールを作成しています。

まだFCPに参加されていない食品関連事業者等の皆様におかれましては、是非FCPへの参加の御検討をお願いいたします。

- ・ FCPホームページ

<http://www.food-communication-project.jp/>

- ・ FCP参加登録

<http://www.food-communication-project.jp/rule/>

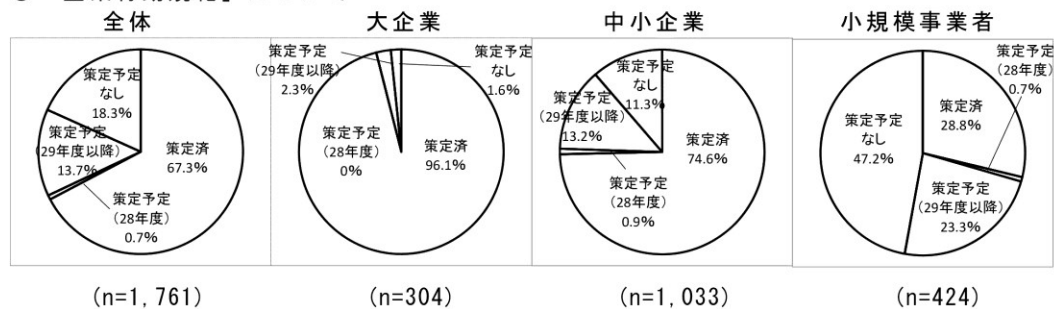
※現在の参加者リスト（平成29年3月31日現在、1,879企業／団体）

<http://www.food-communication-project.jp/list/>

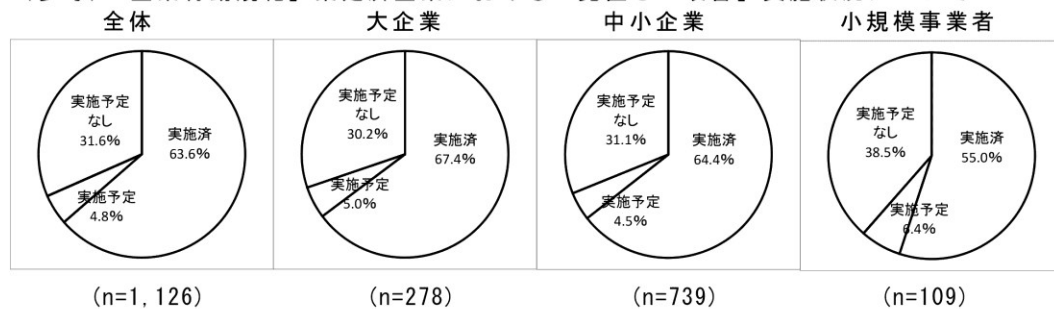
別紙

平成28年度 食品関係事業者の企業行動規範等策定状況アンケート調査 集計結果

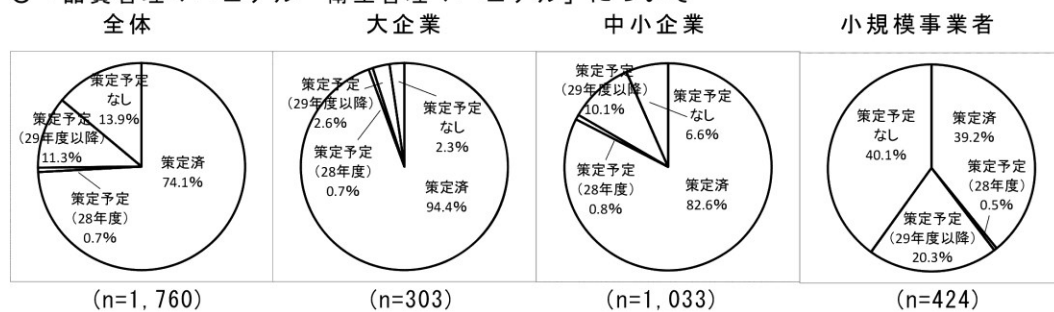
○「企業行動規範」について



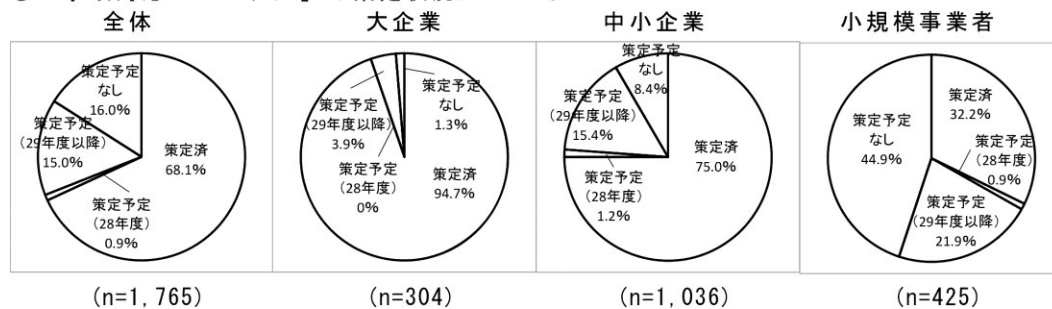
(参考)「企業行動規範」策定済企業における「見直し・改善」実施状況について



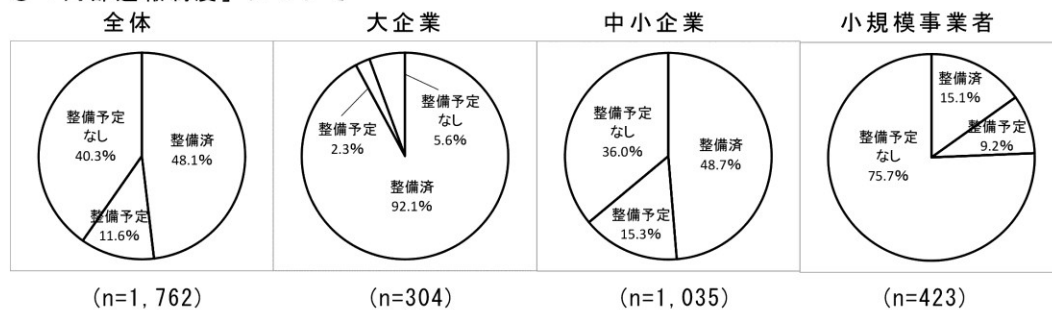
○「品質管理マニュアル・衛生管理マニュアル」について



○「事故対応マニュアル」の策定状況について



○「内部通報制度」について



平成 28 年度 食品関係事業者の企業行動規範等策定状況アンケート調査 集計結果表

団体名： (一社)日本加工食品卸協会

○企業行動規範の有無について

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)
中小企業	10社 (90.9%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	1社 (9.1%)	11社 (100.0%)
大企業	22社 (100.0%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	22社 (100.0%)
計	32社 (97.0%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	1社 (3.0%)	33社 (100.0%)

(参考)全体集計

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	122社 (28.8%)	102社 (24.1%)	3社 (0.7%)	200社 (47.2%)	424社 (100.0%)
中小企業	771社 (74.6%)	145社 (14.0%)	9社 (0.9%)	117社 (11.3%)	1,033社 (100.0%)
大企業	292社 (96.1%)	7社 (2.3%)	0社 (0.0%)	5社 (1.6%)	304社 (100.0%)
計	1,185社 (67.3%)	254社 (14.4%)	12社 (0.7%)	322社 (18.3%)	1,761社 (100.0%)

○企業行動規範策定済企業における企業内への周知の実施状況について

	27年度			28年度			
	実施	実施せず	計	実施済	実施予定	実施予定なし	計
小規模事業者	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)	0社 (-)
中小企業	9社 (90.0%)	1社 (10.0%)	10社 (100.0%)	8社 (80.0%)	0社 (0.0%)	2社 (20.0%)	10社 (100.0%)
大企業	21社 (95.5%)	1社 (4.5%)	22社 (100.0%)	21社 (100.0%)	0社 (0.0%)	0社 (0.0%)	21社 (100.0%)
計	30社 (93.8%)	2社 (6.3%)	32社 (100.0%)	29社 (93.5%)	0社 (0.0%)	2社 (6.5%)	31社 (100.0%)

(参考)全体集計

	27年度			28年度			
	実施	実施せず	計	実施済	実施予定	実施予定なし	計
小規模事業者	76社 (76.8%)	23社 (23.2%)	99社 (100.0%)	79社 (71.2%)	6社 (5.4%)	26社 (23.4%)	111社 (100.0%)
中小企業	635社 (89.6%)	74社 (10.4%)	709社 (100.0%)	634社 (84.9%)	28社 (3.7%)	85社 (11.4%)	747社 (100.0%)
大企業	266社 (96.4%)	10社 (3.6%)	276社 (100.0%)	264社 (93.6%)	10社 (3.5%)	8社 (2.8%)	282社 (100.0%)
計	977社 (90.1%)	107社 (9.9%)	1,084社 (100.0%)	977社 (85.7%)	44社 (3.9%)	119社 (10.4%)	1,140社 (100.0%)

○企業行動規範策定済企業における見直し・改善実施状況について

	27年度			28年度			
	実施	実施せず	計	実施済	実施予定	実施予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	6社 (66.7%)	3社 (33.3%)	9社 (100.0%)	6社 (66.7%)	0社 (0.0%)	3社 (33.3%)	9社 (100.0%)
大企業	13社 (61.9%)	8社 (38.1%)	21社 (100.0%)	13社 (65.0%)	1社 (5.0%)	6社 (30.0%)	20社 (100.0%)
計	19社 (63.3%)	11社 (36.7%)	30社 (100.0%)	19社 (65.5%)	1社 (3.4%)	9社 (31.0%)	29社 (100.0%)

(参考)全体集計

	27年度			28年度			
	実施	実施せず	計	実施済	実施予定	実施予定なし	計
小規模事業者	61社 (62.2%)	37社 (37.8%)	98社 (100.0%)	60社 (55.0%)	7社 (6.4%)	42社 (38.5%)	109社 (100.0%)
中小企業	451社 (65.3%)	240社 (34.7%)	691社 (100.0%)	476社 (64.4%)	33社 (4.5%)	230社 (31.1%)	739社 (100.0%)
大企業	172社 (64.2%)	96社 (35.8%)	268社 (100.0%)	180社 (64.7%)	14社 (5.0%)	84社 (30.2%)	278社 (100.0%)
計	684社 (64.7%)	373社 (35.3%)	1,057社 (100.0%)	716社 (63.6%)	54社 (4.8%)	356社 (31.6%)	1,126社 (100.0%)

○品質管理マニュアル・衛生管理マニュアルの有無について

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －	0社 －
中小企業	9社 (75.0%)	2社 (16.7%)	0社 (0.0%)	1社 (8.3%)	12社 (100.0%)
大企業	17社 (77.3%)	2社 (9.1%)	0社 (0.0%)	3社 (13.6%)	22社 (100.0%)
計	26社 (76.5%)	4社 (11.8%)	0社 (0.0%)	4社 (11.8%)	34社 (100.0%)

(参考)全体集計

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	166社 (39.2%)	88社 (20.8%)	2社 (0.5%)	170社 (40.1%)	424社 (100.0%)
中小企業	853社 (82.6%)	112社 (10.8%)	8社 (0.8%)	68社 (6.6%)	1,033社 (100.0%)
大企業	286社 (94.4%)	10社 (3.3%)	2社 (0.7%)	7社 (2.3%)	303社 (100.0%)
計	1,305社 (74.1%)	210社 (11.9%)	12社 (0.7%)	245社 (13.9%)	1,760社 (100.0%)

○事故対応マニュアルの有無について

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	0社 —	0社 —	0社 —	0社 —	0社 —
中小企業	9社 (75.0%)	2社 (16.7%)	1社 (8.3%)	1社 (8.3%)	12社 (100.0%)
大企業	19社 (86.4%)	1社 (4.5%)	0社 (0.0%)	2社 (9.1%)	22社 (100.0%)
計	28社 (82.4%)	3社 (8.8%)	1社 (2.9%)	3社 (8.8%)	34社 (100.0%)

(参考)全体集計

	策定済	策定予定	うち28年度内	策定予定なし	計
小規模事業者	137社 (32.2%)	97社 (22.8%)	4社 (0.9%)	191社 (44.9%)	425社 (100.0%)
中小企業	777社 (75.0%)	172社 (16.6%)	12社 (1.2%)	87社 (8.4%)	1,036社 (100.0%)
大企業	288社 (94.7%)	12社 (3.9%)	0社 (0.0%)	4社 (1.3%)	304社 (100.0%)
計	1,202社 (68.1%)	281社 (15.9%)	16社 (0.9%)	282社 (16.0%)	1,765社 (100.0%)

○内部通報制度の有無について

	整備済	整備予定	整備予定なし	計
小規模事業者	0社 —	0社 —	0社 —	0社 —
中小企業	7社 (58.3%)	1社 (8.3%)	4社 (33.3%)	12社 (100.0%)
大企業	19社 (86.4%)	3社 (13.6%)	0社 (0.0%)	22社 (100.0%)
計	26社 (76.5%)	4社 (11.8%)	4社 (11.8%)	34社 (100.0%)

(参考)全体集計

	整備済	整備予定	整備予定なし	計
小規模事業者	64社 (15.1%)	39社 (9.2%)	320社 (75.7%)	423社 (100.0%)
中小企業	504社 (48.7%)	158社 (15.3%)	373社 (36.0%)	1,035社 (100.0%)
大企業	280社 (92.1%)	7社 (2.3%)	17社 (5.6%)	304社 (100.0%)
計	848社 (48.1%)	204社 (11.6%)	710社 (40.3%)	1,762社 (100.0%)

日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意を 踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針

平成29年7月14日
—内閣官房・TPP等総合対策本部決定—

平成29年7月6日、我が国にとり、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナーであり、総人口約5億人、我が国輸出入総額の約10%を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手であるEUと、首脳間で経済連携協定の大枠合意に至った。

日EU・EPAは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、日EUが率先して世界に範を示すものであり、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的關係を更に強化させるものである。

我が国は、平成25年3月に交渉の開始を首脳間で決定して以来、攻めるべきは攻め、守るべきは守り、国益の観点から、最善の道を全力で追求してきた。また、昨年11月には日EU経済連携交渉に関する主要閣僚会議を設置し、政府一丸となって交渉にあたってきたところである。

今般の大枠合意を踏まえ、引き続き署名に向けて協議を進めるとともに、今回の合意内容や意義等について国民への説明を丁寧に行うほか、経済効果分析も含め、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手する。

具体的には、日EU・EPA、さらには環太平洋パートナーシップ（TPP）の早期発効に向けた11か国による取組も踏まえた政策を体系的に整理し、本年秋を目途に、総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）を改訂することとする。

改訂にあたっては、下記に沿って検討することとし、総合的なTPP関連政策大綱で明示した施策のうち、引き続き必要となる施策については、必要な見直し等を行った上で実施するとともに、特に日EU・EPAにより必要となる施策等について、盛り込むこととする。

上記による総合的なTPP関連政策大綱の改訂と実施に当たっては、政府は一体となって対処し、万全を期すものとする。

（1）EU市場への進出促進による日本企業等のグローバル展開推進

（海外展開を押し進める日本企業・日本産品等による新たな市場開拓を促す。）

今回の合意による日本とEUの間での物品貿易における無税と有税の比率の不均衡の改善等を通じ、地方の中堅・中小企業をはじめとする日本企業や日本産品・コンテンツにとって、28か国約5億人、世界のGDPの約22%（平成27年）を占めるEU市場は、大きな魅力となる。加えて、EUとの連携を通じて、第三国での日本企業の事業展開も期待できる。

政府は、日EU・EPAを契機に、日本企業の活力や日本産品等の魅力を海外展開し、海外の市場を獲得し、その恩恵を地域も含めた我が国に取り込み好循環の拡大を図るべく、日EU・EPAの活用を促進するための所要の措置を講ずる。

(2) 国内産業の高付加価値化／競争力強化

(日EU・EPAの効果を最大限活かし、日EU間の安定的ビジネス環境創出を通じ、「Society5.0」※時代の経済成長の実現を推進する。)

投資、サービス、電子商取引、知的財産等の幅広い分野での共通ルールの確立や規制協力の推進等により、第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット等)のイノベーションを促進し、Connected Industriesなどを通じた「Society5.0」時代の経済成長の実現を確かなものにするとともに、日EU相互の投資の促進や環境や安全等に関する規制／標準の策定で協力し、それを世界に広めていくことが、日EU・EPAの効果として期待される。

このような動きを加速するための所要の措置を講ずる。

※①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく。

(3) 強い農林水産業の構築

(農林水産関係での新市場開拓を推進するとともに、重要品目の再生産が可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

農林水産分野においては、国益を守るぎりぎりの交渉の結果、国家貿易制度の維持、関税削減期間の長期化等の有効な対策を確保したところである。

また、攻めのための交渉結果として、水産物、牛肉、緑茶をはじめとする輸出重点品目のほとんどの品目で即時撤廃を獲得したところである。

今回の大枠合意で、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることとなるが、別紙の基本方針に基づき検討を行い、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強い農林水産業の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずる。

(4) 地方公共団体等への情報提供

(政府調達に係る地方公共団体等の懸念等の払拭に最大限努めるとともに、必要な制度改正や情報提供を行う。)

地域経済に与える影響等の観点から、地方公共団体等の政府調達等について懸念や不安が寄せられてきた。ぎりぎりの交渉の結果、国益にかなう合意となったが、今後、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

また、大枠合意を踏まえて、必要となる制度改正について準備を進めるとともに、関係する団体など国民への情報提供に努める。

強い農林水産業構築のための基本方針

日EU・EPAの大枠合意及びTPPの早期発効に向けた取組による新たな国際環境の下で、我が国の農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を講ずる。

このため、以下の項目に沿って、日EU・EPAの大枠合意の内容を踏まえた体質強化対策等について、TPPの早期発効に向けた取組も含め検討し、「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂する。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

(1) 総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれている施策

体質強化対策について、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施する。

経営安定対策(牛・豚マルキン等)については、日EU・EPAの大枠合意の内容、TPPの状況等を踏まえ必要な検討を加える。

(2) チーズを中心とする乳製品

日本産のチーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。

(施策例) ・チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産拡大対策・製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援等

(3) 構造用集成材等の木材製品

日本産の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する。

(施策例) ・効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施・木材加工施設の生産性向上及び競争力のある品目への転換支援等

(4) パスタ・菓子等

国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から、必要な措置を講ずる。

(5) 輸出環境の整備等

日EU・EPAで獲得できたEU側の関税撤廃等を最大限に生かして、EU向け農林水産品・食品輸出の拡大を推進するため、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品といった畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備を図る。

また、乳製品、木材製品等、農林水産物の必要な国内外での消費拡大対策も含めて、強い農林水産業構築のための方策について、幅広く検討する。